

ながとふるさと体験受入協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「ながとふるさと体験受入協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 長門市は、緑豊かな田園風景や、コバルトブルーの日本海など美しい景観に囲まれ、そこで採れる新鮮な農水産物が訪れる人を魅了する。さらには、多彩な温泉や童謡詩人金子みすゞといった多くの資源を有している。

本協議会は、こうした豊かな自然の中で生活を営む農林漁業者の新たな所得や生きがいを創出するため、多様な資源を有する第一次産業との組み合わせによる体験型観光を推進し、長門市全域で都市と農山漁村との交流をより一層深めることを目的とした「ふるさと体験ツーリズム」を推進する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ふるさと体験ツーリズムの情報発信に関する事
- (2) ふるさと体験ツーリズムの普及・啓発に関する事
- (3) ふるさと体験ツーリズムの推進に関する事
- (4) ふるさと体験ツーリズムの農林漁家泊に関する事
- (5) 地域資源を活かしたふるさとづくり活動に関する事
- (6) その他目的達成に必要な事項に関する事

(会員)

第4条 協議会は、農山漁村において農林漁家泊や農林漁業体験等の受入が可能で協議会の目的に賛同する長門市の団体または個人及び長門市をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 会長、副会長、理事、監事は会議において選任する。

3 役員任期は2年とし、補欠役員任期は残任期間とする。ただし、役員再任は妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、運営及び業務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃すること
- (2) 役員の選任に関すること
- (3) 事業の推進に係る基本方針に関すること
- (4) 事業計画と事業報告に関すること
- (5) 予算及び決算に関すること
- (6) その他協議会の運営に関する重要事項

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させその意見又は説明を求めることができる。

(会計)

第8条 協議会に係る経費は、補助・負担金及び会費、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、(一社)長門市観光コンベンション協会内に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成29年4月27日から施行する。